

令和元年 第 10 回 浜松市農業委員会総会議事録

1.開催日時 場所

令和元年 10 月 15 日(火) 午後 1 時 30 分 市役所北館 1 階 101・102 会議室

2.委員の出欠

出席： 松澤崇 中島雅弥 松島好則 原田博示 袴田正保 松尾康弘 横井利治
鈴木克育 袴田博子 根木常次 内山進吾 岡本純 藤村猪三 高井孝平
後藤剛 小杉高史 森島倫生 鈴木英雄 井上保典 伊藤安子 小柳守弘
鈴木要

欠席 田中照明 水崎久司

3.出席した事務局職員

清水克 鈴木智久 石川宗明 木下穰 齋藤和也 石田潤司 松本行弘 河村幸一郎 嶋田哲也
縣弘之 吉山和志 富永幹人 鈴木満広 加茂真也 柴田和洋 佐原貴寛
山下文彦(農林水産担当部長)

4.審議事項

- 第 73 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について
- 第 74 号議案 農地法第 4 条の規定による許可について
- 第 75 号議案 農地法第 5 条の規定による許可について
- 第 76 号議案 非農地証明について
- 第 77 号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る
特例農地等の利用状況の確認について
- 第 78 号議案 農用地利用集積計画の決定について

5.報告事項

- 報第 69 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報第 70 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について
- 報第 71 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
- 報第 72 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報第 73 号 滞納処分による公売に係る農地等の現況報告について
- 報第 74 号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第 75 号 農地の地目変更登記に係る報告について

6.その他

議事の概要

局長 それでは、引き続き只今から令和元年第 10 回浜松市農業委員会総会を開会いたします。
なお、本日の出席委員でございますけれども、定数 24 名のところ 22 名と過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

欠席委員でございますが、議席番号 4 番の田中照明委員、20 番の水崎久司委員でございます。

局長 ・台風 19 号の被害状況報告(第一報)

局長 それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 こんにちは。10月の総会ということで、台風が去った後でお忙しいこととは存じますがありがとうございます。今、局長の方からもあった台風の話ではございますが、みなさん多分今年の台風 24 号がすぐに頭によぎって、大変な台風が来るなどそういう風に思ったと思います。私も実際一週間くらい前の気象庁の予報を見たときに、いやいやこれはまずいな、と。またこんな大きな台風が来たら昨年と同じように大変なことになるんだろうな、とドキドキというか本当に心配しながら一週間というか、その気象予報を見ました。その台風の一晩経った次の日の朝、ニュース等で皆さんご存じのように大変被害が大きく、特に風というよりも雨による洪水・堤防の決壊というものがかなりの被害を覆って、新幹線が浸かっている場面や本当に家が流されていく場面をたくさん見ました。本当に台風の被害大変な話になってしまったなあとそういう風に思っております。

個人的な話になってしまいますが、私、ご存じだと思いますが東区の豊西町という、かささぎ大橋の天竜川のすぐ裏に住んでおります。もう江戸時代から先祖代々住んでおりますので、昔から台風とか大雨の時の洪水で天竜川には大分泣かされたということは、私のひいおじいさんやじいさんとかそういう人たちから受け継がれて聞いておりますので、実際の被害というのは私、実は知りませんが、うちの父親や祖父とかそういうものは、やたらに台風が来たり大雨が降った時にまず飯を炊けと。すぐそういう昔ながらの考えを持っております。なぜそんなことをいうのかなあと思って今考えてみますと、実は土曜日の昼間ですか、金曜日だったかな、うちの妻が近くのスーパーに行ったらもう棚にパンが売ってないよと、他のスーパーの方もちょっとはしごで回ったら全然パンがないと。それで近くのコンビニ行ったらコンビニの方もパンがないと。本当に備えあれば患いなしというような言葉が浸透しているのかどうかわかりませんが、急遽当日になって皆さんパンを買って台風で備えたんだなあと。これはやはり気象庁が甚大なる台風だということで、自分の身は自分で守ってくれということを、かなり報道というか放送とかお知らせをするということで、皆さん当日になってパンを買いに行った。それでも、本当にこういうことをやらなくちゃいけないなあと昔の人が言ったように、そういう大雨が降ったり台風が来るときにすぐ飯を炊けというのもこれ一理あるんだなあと、いう風に私天竜端で育てておりますので、やはり古い年寄りからそういうことを聞かされて活きた感じがします。今になってこういうものだなあ、やはり前回でしたか前々回でしたかに言ったように、災害は自助・共助・公助というときの自助、やっぱり自分の身は自分で守ることが大切なことなんだなあと。それが当日パン買いに行くこともこれもまた然りだなあと感じたわけでございます。

会 長 被害に遭った地区の皆様方にはお見舞いと早くの復旧を祈っておりますので、みなさんも復旧とお見舞いを同じように考えていただきたいなあ、とそう思っております。大変台風の話ばかりで申し訳ございませんが、挨拶と代えさせていただきます。

それでは、只今から、令和元年第 10 回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局 長 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は議長として松島会長にお願いいたします。

議 長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、議席番号 12 番の内山進吾委員、議席番号 13 番の岡本純委員にお願いします。

議 長 それでは、議事に入ります。第 73 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 それでは、お手元の議案 1 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

縣 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号 158 番外 12 件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が 5 件、贈与に係る案件が 4 件、区分地上権の設定が 4 件でございます。許可することができない場合を定めております、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましてはそれぞれ調査書に記載されておりますので、議案と併せて資料の調査書写しをご覧ください。

それでは、整理番号に〇を付した案件について説明いたします。

議案 1 ページ、地区「庄内」、整理番号「161 番」は売買に係る案件でございます。譲受人は、北区初生町の■■■■■さん 69 歳でございます。■■■■■さんは、初生町と都田町でみかんを耕作しておりますが、今回の申請地である村楡町の農地も以前から借りて耕作をしていました。この度、譲渡人との間で、売買について合意したため、申請に至ったものでございます。申請地は、■■■■■に位置し、■■■■■さんのご自宅からは約■■■■■m、車で約 40 分のところで、取得後はタマネギ・サツマイモ・落花生を作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 2 ページ、地区「赤佐」、整理番号「167 番」も売買に係る案件でございます。譲受人は、天竜区二俣町鹿島の■■■■■さん 69 歳でございます。■■■■■さんは、三ヶ日町と磐田市の農地で、みかん・野菜を中心に営農しております。この度、農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で売買について合意したため、申請に至ったものでございます。申請地は■■■■■に位置し、■■■■■さんの自宅から■■■■■m の距離にあります。取得後は水稲・れんこんを作付けしていく計画でございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いします。

議 長 整理番号 158 番、159 番について、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中 島 整理番号 158、159 につきまして、地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでし

中島 た。

議長 整理番号 160 番について、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原田 整理番号 160 番、地区調査会において協議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 161 番について、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

松尾 整理番号 161 番、地区調査会において審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 整理番号 162 番について、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴田博 整理番号 162 番、調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号 163 番について、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡本 整理番号 163 番につきまして、調査会で審議をしました結果、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号 164 番について、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤村 整理番号 164 番について、地区調査会において審議した結果、別に問題ありませんでした。

議長 整理番号 165 番について、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤 整理番号 165 番につきまして、地区調査会で協議した結果、問題ございませんでした。

議長 整理番号 166 番について、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小杉 整理番号 166 番、地区調査会において審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号 167 番から 170 番までについて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 この内の 2 件が営農型太陽光発電に関する案件でございまして、この 2 件については 5 条申請とのリンクがありますので、5 条申請でご意見を申し上げますが、調査会の中で法的な整備等についての問題はありませんでした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についての発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑応答なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 73 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第 74 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 5 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

県 今月の申請案件は、地区「積志」、整理番号 94 番、外 3 件でございます。転用目的別の内訳は、農家住宅が 1 件、駐車場が 2 件、太陽光発電設備が 1 件で、農地区分は、第 2 種農地が 1 件、第 3 種農地が 3 件でございます。

それでは、転用面積が最も大きい案件について説明いたします。

議案 5 ページ、地区「北浜」、整理番号「97 番」をご覧ください。浜北区中条の畑 2,766 m²の

縣 内 1,995.53 m²について、太陽光発電事業を行いたいという申請です。申請地は、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXのところに位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、鉄道の駅から概ね 300m 以内の区域にある農地であることから、第 3 種農地であると判断いたしました。事業計画は、申請地に 185W の太陽光パネル 720 枚を設置し、発電能力が 133.2kW となる発電設備を設ける計画で、設備の配置計画から見て転用規模は適当と思われます。また残地につきましては、申請者が馬鈴薯を栽培する計画でございます。申請地の周囲にはフェンスを設ける計画であり、雨水は敷地内で貯留して自然浸透させることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、経済産業省の設備認定を平成 XXXX年XX月XX日付けで受けていること、中部電力への接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いします。

議 長 整理番号 94 番について、積志地区調査会の田中委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会では特に問題はございませんでした、ということです。

議 長 整理番号 95 番について、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 整理番号 95 番につきまして、地区調査会で協議した結果、問題ございませんでした。

議 長 整理番号 96 番、97 番について、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小 杉 整理番号 96 番、97 番、地区調査会において審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 74 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 75 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 7 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

鳴 田 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 1004 番外 72 件でございます。転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が 1 件、自己用住宅関連が 39 件、貸駐車場が 2 件、事業用の建物関連が 7 件、駐車場、資材置場など事業用のその他施設への転用が 5 件、一時転用が 7 件、太陽光発電が 10 件、営農型太陽光発電が 4 件でございます。また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 11 件、第 1 種農地が 3 件、第 2 種農地が 12 件、第 3 種農地が 47 件でございます。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

嶋田 議案 11 ページ、地区「飯田」、整理番号 1033 番、1034 番をお願いします。整理番号 1033 番は売買による所有権移転、整理番号 1034 番は賃借権の設定であり、権利の種類が異なるため整理番号を分けておりますが、同一の転用事業であるため併せて説明いたします。南区新貝町の畑 23 筆、合計 8,275 m²について、食品加工工場を設けたいという申請でございます。申請者は、[] に本社を置き、[] を営む法人です。現在の工場でカットした野菜を取引企業へ出荷していますが、工場が手狭であり、周辺の状況から拡張もできないため、一部外注委託している現状であります。この度、申請地に工場を新設し今後の受注に対応すべく、申請にいたったものでございます。申請地は、[] のところに位置する農地でございます。申請地の農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当すると判断しました。本転用事業は、工場、57 台収容の来客・事業・従業員用の駐車場、調整池及び緑地を設置する計画であり、配置計画からみて、転用規模は適当と思われま。排水計画は、汚水、雑排水については合併浄化槽、雨水排水については敷地内側溝を経て調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから許可相当であると判断いたしました。

続きまして、議案 14 ページ、地区「都田」、整理番号 1051 番をお願いします。北区都田町の畑、3,538 m²について、工場を設けたいという申請でございます。申請者は、[] に本社を置き、[] を営む法人です。近年、受注が増加しており、新たな機械の導入を検討しておりますが、[] にある既存の工場では手狭であり、周囲の状況から拡張もできないため、申請地に工場を新設し、今後の更なる受注増加に対応すべく申請にいたったものでございます。申請地は、[] のところに位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、概ね 500m 以内に 2 つ以上の医療施設があることから、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、事務所を兼ねる工場、16 台収容の駐車場、緑地、調整池を新設する計画であり、配置計画からみて、転用規模は適当と思われま。申請地はアスファルト舗装し、周囲には 60cm から 140cm の見切り工を行う計画であること、排水計画は、雨水排水については敷地内側溝から調整池に流入させ既設水路へ制限放流し、汚水、雑排水については下水道管へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、許可相当であると判断いたしました。

続きまして議案 16 ページ、地区「北浜」、整理番号「1068 番」をお願いします。浜北区新堀の田、7,836 m²について、砂利採取事業を行いたいという申請でございます。申請者は、[] に本社を置き、[] を営む法人です。この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から [] の一時転用申請にいたったものでございます。申請地は、[] のところに位置する農用地区域内の農地でございます。本転用事業は、農用地区域内農地の不許可の例外規定にあ

嶋田 たる一時転用に該当する転用事業であること、事業計画では、申請地を砂利採取場として使用し、1:1.5の安定勾配で掘削し、掘削面積8,225㎡、最大掘削深が10m、総掘削量は39,538㎡を予定しております。工事期間中は、5mの保安距離を確保し、外周には防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、土地所有者が水稻を作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、砂利採取事業事前審査意見書の措置報告書の提出を受けたこと、地元自治会との協議が完了していること、近隣の学校等に事業中の安全対策については、事業着手のおおむね1か月前までに学校を通じて生徒等に注意喚起をする予定であることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると判断いたしました。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いします。

議長 整理番号1004番、1005番について、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤 整理番号1004番、1005番につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議長 整理番号1006番について、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中島 1006番につきまして、地区調査会で審議しましたけれども、特に問題はありませんでした。なおですね、当管内2例目であります。営農型太陽光はですね、更新時のハードルが高いわけですね。従いまして、現況■■■■■さんが取り組んでいる環境・実績を質問させていただきました。その結果、現在66ヶ所。浜松市、湖西市、袋井市、磐田市で、その内浜松市が32ヶ所。半分弱が浜松市内ということですよ。営農型の成績はどうですかということで、333ですね。成績がそこそこ良いよというのが3割、普通が3割、良くないが3割。大体そういう分布になっております。私達も調査会で一連関係していますのでね、不良の個所はできるだけ要因解析をして対策を立てて、大きな成果につながるよう日々の対応をよろしく、ということをお願いをしておきました。以上でございます。

議長 整理番号1007番から1011番までについて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議長 整理番号1012番から1019番までについて、積志地区調査会の田中委員が欠席しておりますので、私からご報告を申し上げます。

調査会では特に問題ございませんでした、ということです。

議長 整理番号1020番から1025番までについて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原田 整理番号1020番から1025番まで、地区調査会において協議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号1026番から1031番までについて、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴田正 整理番号1026番から1031番の6件、地区「湖東」です。調査会において協議の結果、特に

袴田正 問題ございませんでした。

議 長 整理番号 1032 番から 1034 番までについて、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。

鈴木克 整理番号 1032 番、1033 番、1034 番の 3 件について、地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 1035 番から 1042 番までについて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。

袴田博 整理番号 1035 番から 1042 番までの 8 件につきまして、調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 1043 番から 1046 番までについて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 整理番号 1043 番から 1046 番まで 4 件、地区調査会で審議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 1047 番から 1050 番までについて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 整理番号 1047 番から 1050 番まで 4 件、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 1051 番については、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 整理番号 1051 番の件ですけれども、調査会で審議をしました結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 1052 番から 1055 番までについて、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤 村 整理番号 1052 番から 1055 番まで 4 件、別に異常ありませんでした。

議 長 整理番号 1056 番から 1058 番までについて、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。

高 井 1056 番から 1058 番、3 件ですけれども、引佐地区調査会では、何ら問題ございませんでした。

議 長 整理番号 1059 番について、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 整理番号 1059 番につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。

議 長 整理番号 1060 番から 1068 番までについて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小 杉 整理番号 1060 番から 1068 番の 9 件、地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。その中で 1064 番が先ほども中島さんが言われたように [REDACTED] の関係なんですけれども、ここ数年たくさんできて数字的には全部で 66 ヶ所、浜松で 32 ヶ所って先ほど言いましたよね。こういうので、従業員が 2 人や 3 人でどうやってやっていくだ、という話を煮詰めていたところ、葉ネギがありますよね、三方原だか東の方に。そうして取ったのを葉ネギのように何て言うんですか、受注というか、外注というか、その家に持って行ってやってもらって集めていくって

小 杉 いうことも今考えているそうです。中島さんが先ほど言うてくれたから、話がつながったなと思っ
て。特にこういう営農型はここでみんな話し合っていけたらそれぞれの地区が話がうまくつな
がるかなと思いました。

それともう一つ、1068 番の砂利のところでですけども、最後は 1 軒の大規模農家が稲作を作ると
いうことで、非常にいい傾向にあります。最後返された時、そこらを注目しております。以上で
す。

議 長 整理番号 1069 番から 1073 番までについて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員から
お願いします。

森 島 私の方も■■■■■の問題について、最初に問題提起と言いますか、調査員の問題意識
について紹介をしておきたいと思います。つまり、耕作管理の計画書の問題なんだけれども、
真ん中辺の一部を太陽光で使って、その周辺は管理するというスタンスなんだよね。一枚の畑
を大事に使うって我々の感覚からすると、事務局の取り扱いでは、そこまで強制的な力を
持てない、ということのようですよ。それは私、否定するものではないので、そういう物の考え方
もあるなあ、という風には理解をしております。ただ、農家の感覚だったり、あるいは周辺の感覚
からすると、真ん中辺りだけ使って周りは耕作管理をする、っていう感覚っていうのは納得でき
ない。

もう一つは、一般の農家が使用貸借で申し込みをするときに、一反の内の半分くらいを耕作
管理計画書を出して、後はただ管理するだけみたいな話をしたときに、農業委員会っていうの
は、それでもいいよという風に言えるのか。この辺りの問題っていうのが、私基本的には太陽光
発電の再生可能エネルギーの事業っていうのは大いに推奨すべきだという立場ですけれど
も、一方で農地を大事に使うという物の考え方について、やっぱり農業委員会は、とりわけ浜松
市の農業委員会は議論をする必要が残されているという風に思っております。

それ以外の案件については問題の指摘はありませんでした。以上です。

議 長 問題ないということによろしいですか。

森 島 はい。

議 長 整理番号 1074 番については、天童・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英 整理番号 1074 番ですけども、調査会で審議の結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 1075 番については、春野地区調査会の水崎委員が欠席しておりますので、私か
らご報告を申し上げます。

調査会では特に問題ございませんでした、ということです。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの
説明について発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 先ほどの森島委員の話は、この後のその他の方でということによろしいですね。

よろしいですか。それでは採決いたします。第 75 号議案「農地法第 5 条の規定による許可に
ついて」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 76 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 19 ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

嶋 田 今月の申請案件は、地区「三方原」、整理番号「25 番」、1 件でございます。
それでは、説明いたします。地区「三方原」、整理番号「25 番」、申請人は、北区三方原町の
■■■■■さん、申請地は、北区三方原町■■■■■で、■■■■■に位置
しております。登記地目は「畑」、現況は「宅地」、申請面積は 117 ㎡でございます。現在建って
いる建物は、■■■■■さんの父が、昭和 47 年に工場を建築したもので、父が亡くなってから現在ま
では、倉庫として使用しております。この度、農地の上に建物が建っている状況が判明したた
め、是正したく申請に至りました。

つきましては、非農地証明の基準である「建築物等の敷地として必要最小限の面積であり、
かつ、建築後 10 年以上経過しており、農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当
し、土地政策課から航空写真判定により線引き前宅地に該当している合議がされていることか
ら、非農地証明書の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 非農地とした時期が 47 年の月日不詳ということなんだよね。ここの問題っていうのは大きい
んじゃないの、1 月 1 日以前か後かっていうのは。三方原は都市計画やったでしょ。

嶋 田 三方原につきましては月日が不詳だったため土地政策課の方で線引き前であるという判断
を得たところで、線引き前であったということで、同じように判断をさせていただきました。

森 島 線引き前っていうと 1 月 1 日前じゃないな。

嶋 田 1 月 11 日が線引きになります。

森 島 1 月 11 日以前がわからんわけだ、いつだか。線引き前であるのは間違いないだら。

嶋 田 線引き前であることは間違いないです。

森 島 月日を書けないのかっていうこと。

石 田 北部農地グループの石田でございます。書類が確認が取れないものですから月までは書け
ませんでした。課税上の書類も確認したんですが、月までは確認がとれなかったものですか
ら、今回は都市計の方の線引き前宅地の確認で判断させていただきました。

森 島 広囲的というか広い範囲で理解した、ということだよな。特に、だから、根拠があったというわ
けではない。都市計画のどの書類を以って根拠にしたのかっていうのをちょっと教えてくれる。

石 田 都市計画法の航空写真で確認を都市計画の方でもとっております。書類上、月日が確認と
れなかったという具合ではございます。

森 島 記載の仕方考えた方が僕はいいと思うな。月日不詳っていうのは、根拠どこだっていう風に
我々が聞かれた場合に、航空写真で線引き前、都市計画法施行前だということを確認したけれ
ども、それがいつだかわからないっていうのは、何とかならんのかという風な感じがするんす

森 島 けどね。例えば、固定資産税なんかで追えないの。

石 田 書類は確認したんですが、月日までは確認取れませんでした。

石 川 固定資産税の台帳も把握をしているものはそれぞれ書いてありますが、把握できないものは「何年」としか書いてないもの、「何年何月」までしか書いてないものというのはどうしてもありません。

森 島 何年何月は書いてないだ。47 年っていうのはギリギリだもんでね。46 年不詳なら俺も何にも言わないよ。わかりました。

議 長 その他ございますでしょうか。

(質問なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 76 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 77 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 21 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

縣 今月の申請案件は、地区「新津」、整理番号 31 番外 1 件でございます。

相続税の納税猶予の特例の適用から 20 年経過することによる、相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

それでは、地区「新津」、整理番号 31 番と 32 番、南区米津町 [REDACTED] について、各々持分二分の一の共有で納税猶予を受けているため、あわせてご説明いたします。被相続人は、[REDACTED] に亡くなられた、[REDACTED] さん。相続人は、南区堤町にお住いの、子の [REDACTED] さん、74 歳と、子の妻で養子の [REDACTED] さん、71 歳です。特例農地の面積は、申告時、現在とも、1,336 m²です。現地調査を実施した結果、水稻などが耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 77 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 78 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 23 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

柴 田 それでは、別添資料の別冊1をご覧ください。令和元年度第7回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和元年10月18日となります。2枚めくって頂きまして、「農用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計149筆、13万9,339.58㎡の内訳でございます。今月は、長上地区での1筆をはじめとして、計22地区での利用権設定を予定しております。その次の1ページから利用権設定明細が掲載されております。1ページから9ページは相対契約及び中間管理事業によるもの、11ページから30ページは農地利用集積 円滑化事業によるもの、31ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、内容について説明させていただきます。はじめに、1ページから9ページをご覧ください。相対契約による利用権設定が73筆ございます。このうち新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

7ページの7番から11番をご覧ください。新規就農の■■■■さんです。昔から父が農業をしている姿を見て育ったため以前から農業に興味を持っており、父■■■■さんのもとで研修を行い、今回の申請に至りました。西区和地町■■■■、合計4,700㎡を10年間借り受け、さつまいも、ひまわりの栽培を予定しております。

次に、7ページ12番から14番、及び8ページ15番、16番をご覧ください。■■■■です。現在、北区細江町内を中心にみかんを約30,000㎡作付けしている■■■■さんが■■■■に設立した会社で、経営面積の規模拡大に伴い従業員の増加が必要になるなかで、法人化をすることにより雇用の安定を図り従業員の受け入れ態勢を整えるため、今回の申請に至りました。北区細江町気賀■■■■、合計12,506㎡を借り受け、みかんの栽培を予定しております。

次に、8ページ17番をご覧ください。新規就農の■■■■さんです。造園業をしていましたが、友人の紹介で■■■■で働くようになり、ブルーベリー栽培の経験を積み、今回の申請に至りました。浜北区平口■■■■の4,486㎡を10年間借り受け、ブルーベリーの栽培を予定しております。

次に、7ページ1番から6番、及び9ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が7筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。

それでは、詳細についてご説明いたします。7ページ1番から6番、及び9ページをご覧ください。本件は、県の農業振興公社が南区三新町■■■■の畑、計3,012㎡を2名の農地所有者から借受け、機構のルールに基づき、同地区内で営農している農業者1名に配分を予定するものです。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がりましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(袴田博子委員 挙手)

議 長 はい、袴田委員。

袴田博 8 ページの 18 番の [REDACTED] のところなのですが、利用権の内容がブルーベリーになって
いるんですけれども、多分それブロッコリーの間違いじゃないかなと思うんですが。

柴 田 申し訳ございません。ブロッコリーの間違いでした。失礼いたしました。

議 長 その他ございますでしょうか。

(質問なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 78 号議案「農用地利用集積計画の決定につい
て」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、報告事項の第 69 号から第 75 号までを、事務局から報告をお願いします。

鈴木智 議案 23 ページの次のページ。ページ番号がなくて申し訳ございません。報告事項第 69 号
から 75 号でございます。報告事項はこの一覧のとおりでございます。報告は以上でございま
す。

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議 長 それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

根 木 ・「新津・可美地区外国人就農者との懇談会」について

小 杉 ・外国人の不法占拠について

小 杉 ・人農地プラン(再生補助金)について

森 島 ・営農型太陽光について

議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

齋 藤 今後の会議予定

・浜松市農業委員会先進地視察研修

日 時 令和元年 10 月 17 日(木)~18 日(金)

場 所 茨城県

・西部農業委員会協議会先進地視察研修

日 時 令和元年 11 月 20 日(水)

場 所 碧南市

齋 藤 ・農業委員親睦会年会費について

鈴木智 ・令和元年 第11回 農業委員会総会
日 時 令和元年 11月 15日(金)午後 1時 30分～
場 所 引佐協働センター 2階 会議室

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたします。
長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 10 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 3時 30分

以上、議事の正確さを期すため署名する。
令和元年 10月 15日

会 長 松島 好則

委 員 内山 進吾

委 員 岡本 純